

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第71号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市横大路運動公園の利用料金の上限額の適正化を図るため京都市横大路運動公園条例を改正することとしました。

1 利用料金の上限額の改定

(1) 利用料金（超過利用料金を除く。）

区 分				利 用 料 金							
				改 正 前				改 正 後			
				アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他	
				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
体育館 全面利用	日曜日等	午前8時から正午まで	円 28,800	円 92,570	円 308,570	円 410,400	円 <u>29,330</u>	円 <u>94,280</u>	円 <u>314,280</u>	円 <u>418,000</u>	
		午前9時から正午まで	18,510	63,770	212,910	298,280	<u>18,850</u>	<u>64,950</u>	<u>216,850</u>	<u>303,800</u>	
		午後1時から午後5時まで	28,800	92,570	308,570	410,400	<u>29,330</u>	<u>94,280</u>	<u>314,280</u>	<u>418,000</u>	
		午後5時30分から午後10時まで	52,450	166,620	559,540	783,770	<u>53,420</u>	<u>169,710</u>	<u>569,900</u>	<u>798,280</u>	
		午後5時30分から午後9時まで	40,110	127,540	426,850	597,590	<u>40,850</u>	<u>129,900</u>	<u>434,760</u>	<u>608,660</u>	
		午前8時から午後10時まで	110,050	351,760	1,176,680	1,604,570	<u>112,080</u>	<u>358,270</u>	<u>1,198,460</u>	<u>1,634,280</u>	
		午前8時から午後9時まで	97,710	312,680	1,043,990	1,418,390	<u>99,510</u>	<u>318,460</u>	<u>1,063,320</u>	<u>1,444,660</u>	
		午前9時から午後10時まで	99,760	322,960	1,081,020	1,492,450	<u>101,600</u>	<u>328,940</u>	<u>1,101,030</u>	<u>1,520,080</u>	
		午前9時から午後9時まで	87,420	283,880	948,330	1,306,270	<u>89,030</u>	<u>289,130</u>	<u>965,890</u>	<u>1,330,460</u>	
	その他の日	午前8時から正午まで	21,600	70,970	236,570	332,220	<u>22,000</u>	<u>72,280</u>	<u>240,950</u>	<u>338,380</u>	
		午前9時から正午まで	14,400	49,370	165,600	236,570	<u>14,660</u>	<u>50,280</u>	<u>168,660</u>	<u>240,950</u>	
		午後1時から午後5時まで	21,600	70,970	236,570	332,220	<u>22,000</u>	<u>72,280</u>	<u>240,950</u>	<u>338,380</u>	
		午後5時30分から午後10時まで	40,110	130,620	435,080	609,940	<u>40,850</u>	<u>133,040</u>	<u>443,140</u>	<u>621,230</u>	
		午後5時30分から午後9時まで	30,850	99,770	332,220	464,910	<u>31,420</u>	<u>101,610</u>	<u>338,380</u>	<u>473,520</u>	
		午前8時から午後10時まで	83,310	272,560	908,220	1,274,380	<u>84,850</u>	<u>277,600</u>	<u>925,040</u>	<u>1,297,990</u>	
		午前8時から午後9時まで	74,050	241,710	805,360	1,129,350	<u>75,420</u>	<u>246,170</u>	<u>820,280</u>	<u>1,150,280</u>	

			午前9時から午後10時まで	76,110	250,960	837,250	1,178,730	<u>77,510</u>	<u>255,600</u>	<u>852,750</u>	<u>1,200,560</u>	
			午前9時から午後9時まで	66,850	220,110	734,390	1,033,700	<u>68,080</u>	<u>224,170</u>	<u>747,990</u>	<u>1,052,850</u>	
半面利用 (1時間につき)	日曜日等		午前8時から正午まで				3,600				<u>3,660</u>	
			午後1時から午後5時まで				3,600				<u>3,660</u>	
			午後5時30分から午後10時まで				5,140				<u>5,230</u>	
	その他の日		午前8時から正午まで				820					<u>830</u>
			午後1時から午後5時まで				820					<u>830</u>
			午後5時30分から午後10時まで				2,050					<u>2,090</u>
野球場(1面1時間につき)	日曜日等					3,390					<u>3,450</u>	
	その他の日					2,050					<u>2,090</u>	
野球場兼運動場 (1面1時間につき)	日曜日等					2,670					<u>2,720</u>	
	その他の日					1,020					<u>1,040</u>	
洋弓場	全面利用	日曜日等	午前9時から正午まで				5,140				<u>5,230</u>	
			午後1時から午後5時まで				7,500				<u>7,640</u>	
			午前9時から午後5時まで				12,640				<u>12,870</u>	
	その他の日		午前9時から正午まで				4,010				<u>4,080</u>	
			午後1時から午後5時まで				5,760				<u>5,860</u>	
			午前9時から午後5時まで				9,770				<u>9,940</u>	
	部分利用 (1人1時間につき)	日曜日等		午前9時から正午まで				200				200
				午後1時から午後5時まで				200				200
その他の日			午前9時から正午まで				150				150	
	午後1時から午後5時まで					150				150		
ゲートボール場(1面1時間につき)						510					<u>520</u>	
クリケットゴルフ場(1面1時間につき)						510					<u>520</u>	
トレーニングルーム(1人1回につき)						300					<u>310</u>	
談話室(1人1回につき)						300					<u>310</u>	
第1会議室及び第2会議室	体育館等併用する場合		午前8時から正午まで				1,330				<u>1,360</u>	
			午後1時から午後5時まで				1,330				<u>1,360</u>	
			午後5時30分から午後10時まで				2,570				<u>2,610</u>	
			午前8時から午後10時まで				5,230				<u>5,330</u>	

	その他	午前8時から正午まで	2,570	<u>2,610</u>	
		午後1時から午後5時まで	3,900	<u>3,980</u>	
		午後5時30分から午後10時まで	5,340	<u>5,440</u>	
		午前8時から午後10時まで	11,810	<u>12,030</u>	
第3会議室及び第4会議室	体育館等と併用する場合	午前8時から正午まで	720	<u>730</u>	
		午後1時から午後5時まで	720	<u>730</u>	
		午後5時30分から午後10時まで	1,330	<u>1,360</u>	
		午前8時から午後10時まで	2,770	<u>2,820</u>	
		その他	午前8時から正午まで	1,330	<u>1,360</u>
		午後1時から午後5時まで	2,050	<u>2,090</u>	
	午後5時30分から午後10時まで	2,570	<u>2,610</u>		
	午前8時から午後10時まで	5,950	<u>6,060</u>		

(2) 超過利用料金（1時間につき）

区 分			利 用 料 金							
			改 正 前				改 正 後			
			アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他	
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
体育館	日曜日等	正午から午後5時まで	円 8,220	円 26,740	円 92,570	円 125,480	円 <u>8,380</u>	円 <u>27,230</u>	円 <u>94,280</u>	円 <u>127,800</u>
		午後5時から午後10時まで	12,340	39,080	132,680	186,170	<u>12,570</u>	<u>39,800</u>	<u>135,140</u>	<u>189,610</u>
	その他の日	正午から午後5時まで	6,170	21,600	70,970	100,800	<u>6,280</u>	<u>22,000</u>	<u>72,280</u>	<u>102,660</u>
		午後5時から午後10時まで	9,250	30,850	102,850	145,020	<u>9,420</u>	<u>31,420</u>	<u>104,760</u>	<u>147,710</u>
洋弓場(全面利用)	日曜日等	正午から午後7時まで			2,260				<u>2,300</u>	
	その他の日	正午から午後7時まで			1,740				<u>1,780</u>	
第1会議室及び第2会議室	体育館等と併用する場合	正午から午後5時まで			510				<u>520</u>	
		午後5時から午後10時まで			820				<u>830</u>	
	その他	正午から午後5時まで			1,020				<u>1,040</u>	
		午後5時から午後10時まで			1,540				<u>1,570</u>	
第3会議室及び第	体育館等と併用す	正午から午後5時まで			200				200	

4 会議室	る場合	午後5時から午後10時まで	410	410
		その他	正午から午後5時まで	510
		午後5時から午後10時まで	820	<u>830</u>

(3) 構内地利用料金

区 分		利 用 料 金	
		改 正 前	改 正 後
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき 1日	円 1,020	円 <u>1,040</u>
立ち売り又は行商	1人につき 1日	2,260	<u>2,300</u>

備考1 (1)の表において、「洋弓場の部分利用における供用時間（午後1時から午後5時まで）」にあつては、4月、5月及び9月は午後1時から午後6時まで、6月から8月までは午後1時から午後7時までとする。

- 2 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 3 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 4 「体育館等」とは、体育館、野球場、野球場兼運動場、洋弓場、ゲートボール場、クリケットゴルフ場、トレーニングルーム及び談話室をいう。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

第2会議室	そ の 他	2,610	3,980	5,440	12,030
	体育館等と併用する場合	730	730	1,360	2,820
第3会議室及び第4会議室	そ の 他	1,360	2,090	2,610	6,060

「

8,220	6,170	12,340	9,250
26,740	21,600	39,080	30,850
92,570	70,970	132,680	102,850
125,480	100,800	186,170	145,020
2,260	1,740		
510		820	
1,020		1,540	
200		410	
510		820	

別表第3備考以外の部分中

を

」

「

8,380	6,280	12,570	9,420
27,230	22,000	39,800	31,420
94,280	72,280	135,140	104,760
127,800	102,660	189,610	147,710
2,300	1,780		
520		830	
1,040		1,570	
200		410	
520		830	

に改める。

」

別表第4売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「1,020」を「1,040」に改め、同表立ち売り又は行商の項中「2,260」を「2,300」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市横大路運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）

の規定による京都市横大路運動公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)